ユネスコ世界ジオパーク申請地域（aUGGp）を目指すためのチェックリスト補足解説

Q3 - UGGp申請地域の境界は、既存の境界と一致していますか？（行政界／州の境界、保護区など）

aUGGpの領域は、地理的および地元の文化的アイデンティティの両方を反映し、その地域の明確な領域を示す必要があります。もし領域が適切かどうかわからない場合は、申請書を準備する前にユネスコのUGGp事務局に相談してください。

異なる種類の既存の境界（例えば行政界と保護区）を組み合わせることは支障ありません。

aUGGpの領域は、地理的および地元の文化的アイデンティティの両方を反映し、その地域の明確な領域を示す必要があります。もし領域が適切かどうかわからない場合は、申請書を準備する前にユネスコのUGGp事務局に相談してください。

異なる種類の既存の境界（例えば行政界と保護区）を組み合わせることは支障ありません。

1. 陸域のみのaUGGpの場合：
   aUGGpの境界は、地質学的または地理的文脈と恣意的に結び付けることはできません（図3.1）。UGGpは持続可能な開発が営まれる地域であり、既存の地元の領域アイデンティティを考慮する必要があります（図3.2）。aUGGpの領域では、次のような既存の境界を考慮に入れる必要があります：
   - 行政界（地方、都道府県、市町村など）
   - 既存の法的保護区の境界（国立公園、国立保護区など）
   - その他の公的な領域境界
   - 一部の地域では、産業開発などの特定の課題や、aUGGpへの参加を明示的に望まない市町村に対処する必要があります。このような場合、aUGGpは説明と根拠を示さなければなりません。

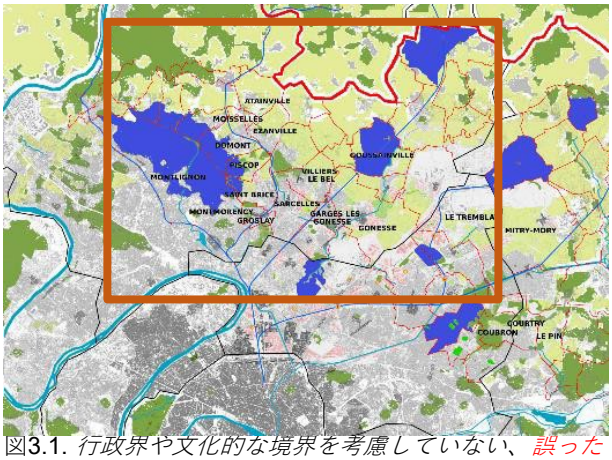

図3.1. *行政界や文化的な境界を考慮していない、誤った**aUGGp**境界*

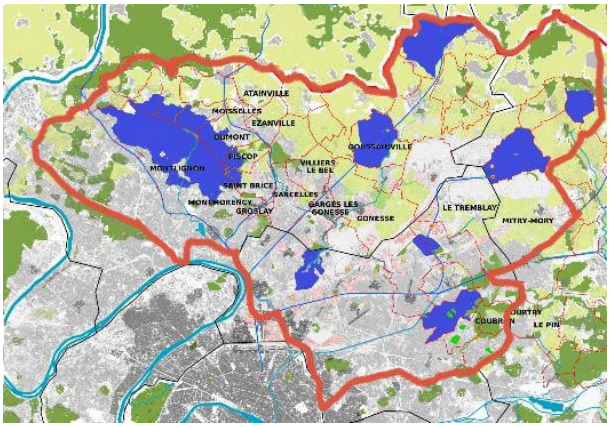

図3.2. *既存の行政界に沿った、正しい**aUGGp**境界*

2. 海域や島嶼を含むaUGGpの場合：

統合された領域（基準i）となるためには、aUGGpは該当する場合において、海域を統合する必要があります（図3.3および3.4）。この統合は、陸域・海域にまたがるaUGGpが、生物多様性、海底地質学、海との文化的なつながり（航海、海に関連した神話、宇宙論など）、海洋保護区などの要素を含む海洋環境を考慮に入れる上で、重要な利点です。

図3.3. *誤った島嶼**aUGGp**境界*

図3.4. *正しい島嶼**aUGGp**境界*

Q4 - UGGp申請地域の領域に、一定数の人口が居住していますか？

aUGGpは持続可能な開発の営まれる領域であり、地元住民を支援するために存在しなくてはなりません。このため、地元住民や一定数の住民がいない領域（多くの場合、保全地域）は、UGGpになることはできません。

「一定数の人口（significant population）」の定義としては、少なくとも、砂漠地帯のような人口密度の低い地域（1平方キロメートルあたり約10人相当[①]）の水準を満たすべきです。まれに、例えば島嶼（または砂漠地帯）の場合は、人口密度がさらに低くなる可能性があります。この場合、申請書類を準備する前に、計画の早い段階で、ユネスコのUGGp事務局に相談してください。

Q5 - UGGp申請地域の領域の面積は、地元住民にとって適切に持続可能な開発が営まれるために必要な条件を備えていますか？

現在、UGGpの平均面積は1,000 km²と2,000 km²の間です。

最も大きいものはAlxa UGGp（中国の砂漠地帯）で、68,374 km²です。広大なエリアは管理が難しく、そのほんの一部しか訪れない来訪者に一貫したイメージを示すためには相当な労力が必要です。

中間的な大きさのUGGpには次のようなものがあります：

Hexigten（中国）	1,750 km²
洞爺湖有珠山（日本）	1,180 km²
Hateg（ルーマニア）	1,023 km²
Rocca di Cerere（イタリア）	1,279 km²
Qinling（中国）	1,074 km²
Shetland（イギリス）	1,468 km²
Comarca Minera	1,848 km²

最も小さいものは、陸地面積64 km²、海域42 km²のEnglish Riviera UGGp（イギリス）ですが、持続可能な開発に貢献している相当数の人口があります。

Q6 - UGGp申請地域が国際的な価値を持つ地質遺産を有するという明確な証拠はありますか？

申請地域には、申請の初期段階で、自国の科学者（例えば、大学、地質調査所、IGCP国内委員会、科学アカデミーの地質研究所、その他の研究機関）と緊密に連携することをお勧めします。これは、地質遺産の国際的重要性が明らかにされる可能性を見定め、国際地質科学連合（IUGS）によって実施される机上評価[②]に有効な基盤とするために必要です。

その地域の国際的・国内的な出版物と地球科学的な研究の証拠の、完全かつ包括的な参考文献リストは、aUGGpが国際的価値のある地質遺産を確立する上での基本です。完全かつ包括的な参考文献リストを示すことのできないaUGGpは、国際的な価値を示せる可能性が低くなります。

申請地域は、IUGSの机上評価のために下記を準備する必要があります：

---

① *国連砂漠と砂漠化に反対するための10年*

② *IUGSガイドラインは現在準備中（国内ガイドラインの例：https://geoheritage-iugs.mnhn.fr/）*

1. 別紙2：地質遺産と保全に関するセクションE.1.1 5を抜き出したもの
2. 別紙6：地球科学に関する出版物の完全な参考文献リストを2セクションに分けたもの：
   - 国際的な出版物と研究
   - 国内的な出版物と研究（出版物や研究が英語ではない場合、可能であれば英語の要約や要旨を用意してください）

Q7 - あなたの国にある別のユネスコ世界ジオパークに、同じような地質はありますか？または、あなたの地域と境界が接する国にはありますか？

既存のUGGpから100 km以内[③]にあるaUGGpは、地質の比較研究を委託する必要があります。この研究では、両地域の地質遺産の間の主要な違いを特定し、aUGGpが既存のUGGpに対してどのように位置づけられるかを見定め、aUGGp固有の資産に焦点を当てながら、aUGGp地域を最適に周知啓発し伝える方法を見出す必要があります。

客観性を保証するため、利益相反の観点から、aUGGpが直接に地質の比較研究を行うことはできません。代わりに、地元の大学または関連する研究機関、地質調査所、IGCP国内委員会、科学アカデミーの地質研究所、または独立した適格な（地質関連）企業を通じて、独立した研究を委託する必要があります。この研究は、自然遺産や文化遺産の側面を含む2つの地域の間の類似点や相違点、補完的または相乗的な側面を統合し、明確に示す必要があります。

Q15 - 特定の、保護された脆弱な地質学的／地形学的サイトがある場合、侵食に対する保護対策を展開していますか？

aUGGpは地質遺産を周知啓発しますが、この遺産が自然的または人為的な損傷によって脅かされている場合は特に、その保存にも関与する必要があります。侵食は一般的な自然のプロセスであり、地質遺産に影響を与え変化させるため、すべての場所でコントロールする必要はありません。ただし、価値が認められている地質サイトであり、地域の国際的に重要な地質遺産の一部である場合、または物理的保護措置によって解決または緩和できる特定の脅威がある場合は特に、保護措置を策定する必要があります（図15.1、15.2、15.3、15.4）。人為的な損傷に対しては、効果的な保護措置（例えば保護設備、監視システム、来訪者の行動規範など）も講じる必要があります。

技術的な解決方法は多数存在します。aUGGpは、状況の深刻さと財政的な影響を考慮して、いつ物理的な保全措置が必要かを検討し、最も適切な行動を決定する必要があります。より一般的な技術には、ヴェニス憲章に沿った保全技術と方法論を用いた、オンサイトミュージアムや保護シェルターがあります。物理的な保全に加えて考慮すべきもう一つの重要な選択肢は、古生物学的サイト（特に足跡化石や化石骨格など）に強く推奨される、地質サイトの3Dスキャンです。3Dス

[③] *この距離は、国の面積、人口密度、地質多様性によります。もしaUGGpが他のUGGpから100 km未満しか離れていない場合は、申請書類を準備する前にユネスコのUGGp事務局に相談してください。*

キャンにより、包括的なサイトの記録と3Dプリンターによる将来的な復元が可能になります。

図15.1. *石化木を囲むように建てられたオンサイトミュージアム（ギリシャLesvos UGGp）*

図15.2. *海牛類化石のオンサイトミュージアム（フランスHaute Provence UGGp）*

図15.3. *恐竜の足跡化石への保護コーティングの塗布（中国Yanqing UGGp）*

図15.4. *恐竜の足跡のオンサイトミュージアム（ドイツTerra.vita UGGp）*

Q18 - 自然遺産（生物的）と結び付けられた教育活動を展開してきましたか？

aUGGpの教育的な使命は、地元の児童・生徒、地域社会、そして来訪者に、その地域の特性とあらゆる潜在可能性を教えることです。したがってaUGGpは、aUGGpの自然遺産、気候変動、自然災害、古環境、生命の進化、そしてより大きなスケールでは生きた動的な地球とその保存の必要性が、理解されるよう説明する適切な教育活動を展開する必要があります。

図18.1. *サル保全財団の設立（中国Shennongjia UGGp）*

図18.2. *アンデスコンドルのためのImbabura UGGp保全計画 (©EFEverde)*

Q23 - UGGp申請地域は、その領域での研究を支援し、発展させていますか？

UGGpは生きた、活動的な地域であり、それぞれの地域内の科学研究の強化を支援する必要があります（例えば、修士号、博士号、ポストドクター、研究プロジェクトなど）。aUGGpは、例えば地元の大学、地質調査所、IGCP国内委員会、科学アカデミーの地質研究所、その他の学術機関の支援を得て、正式な研究協定、研究契約、組織化された野外研究、後方支援を用いて、活動的なパートナーシップを形成し、研究戦略と活動を定めて実行する必要があります。aUGGpで進められる科学研究は、地球科学のみに焦点を当てるべきではなく、生物多様性、無形遺産、文化遺産、自然災害（地すべりや地震など）、気候変動など、その他の特性も見ていく必要があります。すべてのaUGGpは科学の成果を、一般の人々が理解できアクセスが可能な科学に転換することに注意を払う必要があります。

Q25 - 来訪者は、ジオパーク内にいることを容易に認識し理解していますか？UGGp申請地域は、その地域で適切に可視性が保たれていますか？

aUGGpは、可視化ツールに表示されるロゴと特定のブランドに関連付けられた、独自のブランドアイデンティティを開発する必要があります。この点は、aUGGpがパネルを設計または変更する前に、明確にする必要があります。ブランディングやパネルの例については、*設問26を参照してください*。可視化するためには、aUGGpエリアに名前が必要です。一般的なガイドラインとして、aUGGpは：

- 準備段階では「●● Geopark」を使用できます。
- 申請書類がユネスコに送られたら、「●● Aspiring UGGp」を使用することもできます。
- ユネスコによって認定されたら、「●●ユネスコ世界ジオパーク」となります。

可視化ツールを設計する際には、この点に留意する必要があります。

Q26 - UGGp申請地域の入口に当たる場所や重要なサイトに情報パネルはありますか？

aUGGpは、持続可能な開発の枠組みの中で、地域自体、その遺産、その活動とサービスを周知啓発するための**ブランドアイデンティティ**を持っている必要があります。これには、来訪者や一般の人々にジオパークの領域内に入っていることを知らせる、簡単に識別可能な標識が含まれます。（ジオパークのロゴの例を図26.1、26.2、26.3、26.4に示します）。

地域の可視性を高めるために適切なメカニズムはどこでも同じではなく、どのような種類のパネルや情報がどの場所で許可されるかという点において、地元の法令に依拠する可能性があります。下記に提案された事例を読む際は、地元の法的状況への適合性を念頭に置く必要があります。必要な可視性を実現するには、各aUGGpは異なるコミュニケーションツールを組み合わせ、地域の状況に適応させる必要があります。

パネルは、可視性を達成する多くの方法の1つにすぎません。認定後の暫定的な措置として、既存のパネルにaUGGpのロゴや情報を追加することでカスタマイズすることができます（おそらくはシールなどを使用して）。この暫定的な措置はできるだけ早く置き換える必要がありますが、適切な持続可能性への配慮を犠牲にしてはなりません。使用される主なツール（ただし、これらに限定されません）は、入口ゲート、道路標識、駐車標識、パートナーシップパネル、産品、コミュニケーションツールです。

ロゴはどのように使うか? どのようなロゴを使用すべきで、どのような目的で使用すべきか?

準備と申請段階（その後も含む）では、ジオパークは独自のロゴとブランドアイデンティティを使用し、以下の例に見られるように、その地域の特徴をスマートにグラフィックで示します。

図26.1. *メキシコのジオパークのロゴ（先住民の文化的背景を示したもの）*

図26.2. *フランスのジオパークのロゴ（ワインの葉を示したもの）*

図26.3. *中国のジオパークのロゴ*
（重要な地質構造を示したもの）

図26.4. *ドイツのジオパークのロゴ*
（重要な地形構造を示したもの）

UGGpとして正式に認定された後にのみ、ジオパークは、UGGpネットワークの可視性を推進しアウトリーチを強化するために、その活動において適切なユネスコ世界ジオパークのロゴを使用することが許可されます。なお、ユネスコ加盟国は2021年4月に新しいロゴツールキットを承認しており、ユネスコ事務局にリクエストすれば入手できます。以下に主なポイントを説明します。

ユネスコのロゴの背景

ユネスコの名前、頭字語、ロゴは、国連教育科学文化機関の知的財産です。いかなる個人または組織も、事前の書面による許可なしにユネスコの名前、頭字語、またはロゴを使用してはなりません。

2015年11月にパリで開催された第38回ユネスコ総会は、国際地質科学ジオパーク計画（IGGP）の新しい定款を承認し、国際地質科学ジオパーク計画内におけるユネスコ世界ジオパークの認定を確立しました。それ以降、世界ジオパークと国内委員会は、世界ジオパーク名や国内委員会の国名を添えたユネスコ世界ジオパーク複合ロゴを使用しています。

図26.5. *従来のジオパークロゴと国内委員会ロゴ*

ユネスコ世界ジオパークの新しいロゴ

ユネスコの可視性をさらに高めるため、ユネスコは加盟国との1年間にわたる協議を経て、2021年6月に新たな「グラフィカルスタンダードとロゴツールキット」を作成し、発出しました。

これらの新しい基準は、ユネスコ事務局自体によるユネスコのロゴの使用だけでなく、ユネスコの認定先による使用にも変化をもたらします。一貫性、効率性、柔軟性を高めるために、ユネスコは認定先のロゴに関する新しい方針を採用しました。各認定先の個別の名称を含むユネスコ認定先の複合ロゴは、もう使用されなくなりました。代わりに、認定の種類ごとの一般的なロゴに置き換えられます。

ユネスコ世界ジオパークの場合、今後、各世界ジオパークおよび国内委員会は、以下のような一般的なロゴを使用します。

図26.6. *新しいユネスコ世界ジオパークと国内委員会のロゴ*

ユネスコ世界ジオパークのロゴの言語、色、サイズ

ロゴは、ユネスコの公用語（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語）のいずれか、または［当該国の］国語、あるいはユネスコの公用語と国語を組み合わせた多言語バージョンで使用できます。ロゴは**青**、**黒**、白の3色が利用可能です。ユネスコは、可能な限り青色バージョンのロゴを使用することを推奨しています。ロゴのサイズを測るために使用されるユネスコの神殿マークの高さは、最上部から最後の石段まで12mmを下回ってはなりません。

ユネスコ世界ジオパークのロゴの使用の状況と条件

ユネスコ世界ジオパークのロゴは、ユネスコからの正式な書面による承認を受けて初めて使用できます。

ユネスコ世界ジオパークのロゴは、何ら改変することなく上述のように使用し、かつ、文字やグラフィック要素を追加したり、隣に近づけすぎたりすることなく使用する必要があります。世界ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークのロゴと同時に独自のロゴを使用できます。ただし、ロゴは、単一のロゴの塊として構築または表示されるのではなく、個別に示す必要があります。

ユネスコ世界ジオパークは商業目的で使用されてはなりません。国内委員会および個々のユネスコ世界ジオパークは、ロゴを自身の活動に使用することができますが、いかなる第三者にもロゴの使用許可を与えることはできません。

標識やその他のコミュニケーション資料にユネスコ世界ジオパークのロゴを使用することは、可視性を高める良い方法であるため、推奨されます。ただし、ユネスコ世界ジオパークのロゴは、その世界ジオパークによって、または、その世界ジオパークのためだけに制作されたコミュニケーション資料にのみ使用できます。例えば：

- 市町村は、市町村に関する一般的なコミュニケーション資料にユネスコ世界ジオパークのロゴを使用することを許可されていません。ただし、ジオパークの周知啓発のみを目的としたチラシやバナーを印刷する場合は、その内容が世界ジオパーク管理運営団体によって検証された後に、ユネスコ世界ジオパークのロゴを掲載することができます。
- もし市町村や博物館の職員がジオパークの管理運営にも携わっていて、ジオパークの管理運営団体のメンバーとして執筆している場合は、ユネスコ世界ジオパークのロゴ入りのレターヘッドを使用することができます。ただし、同一人物が市町村または博物館の立場として執筆している場合は、同じレターヘッドを使用することは許可されません。
- 地元のツアー事業者やレストランなどのジオパーク連携パートナーには、ユネスコ世界ジオパークのロゴを使用する許可はありません。
- 市町村、学校、その他のパートナーが、ジオパーク独自のロゴを使用したり、ジオパークのウェブサイトにリンクしたり、ジオパークへの貢献を表明したりできるかどうかは、ジオパークの管理運営団体に委ねられています。しかし、ジオパークは、これらの団体にユネスコ世界ジオパークのロゴを使用する許可を与えることはできません。

移行期間

新しいグラフィカルスタンダードの履行は、ユネスコ加盟国と合意したように、次の二年間を移行期間として、段階的かつ着実なプロセスを辿ります。したがって、ユネスコ世界ジオパークは、パンフレットやパネルなどを再印刷、再生産する際に、古いロゴを新しいロゴに置き換えることができます。

特殊なケース

複数のユネスコ認定を受けている場合、例えばユネスコ世界遺産であり、ユネスコ生物圏保存地域［ユネスコエコパーク］でもあり、ユネスコ世界ジオパークでもあるならば、以下のようにロゴを使用できます。

図26.7. *「三重認定」ロゴ*

図26.8. *二重認定ロゴの例*

場合によっては、特に国境を越えた認定サイトの場合は、認定の名称と認定年を含む特定のロゴが必要と見なされる場合があります。このような場合、国内委員会はまずユネスコ事務局に相談し、特定のロゴが必要と判断された場合にはその認定サイト用のロゴを作成します。以下に、新しいUGGpロゴの例をいくつか示します。

ユネスコ事務局の連絡先： *Kristof Vandenberghe k.vandenberghe@unesco.org*

UGGpの新しいユネスコロゴの例

図26.9.*異なる言語バージョン（英語、アイスランド語、ギリシャ語、ゲール語）の新しいユネスコ世界ジオパークロゴ（青、黒、透明）*

Gretha Roelfs
Geoheritage advisor

Associação Geopark Estrela
Av. Dr. Francisco Sá Carneiro, nº 50
6300-559 Guarda

(+351) 963 629 179 | 968 521 224
www.geoparkestrela.pt

Alberto Gil Toja
Parque Natural Sierra Norte de Sevilla – Geoparque Mundial de la UNESCO
Tel.: 600 163 653
agil3@tragsa.es
+34 628 22 12 79

図26.10. *［メール等の］署名におけるユネスコUGGpロゴの例*

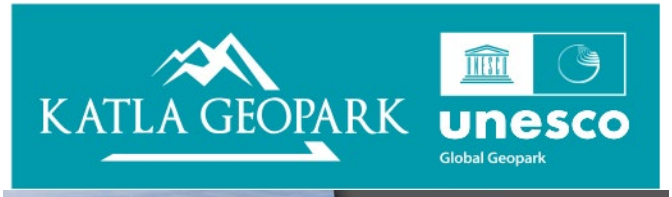
KATLA GEOPARK
unesco
Global Geopark

KATLA GEOPARK
ICELAND
unesco
Global Geopark

GEOPARQUE LAS LORAS
es UNESC
GEOPARQUE DE LA UNESCO
LAS LORAS
Un patrimonio natural y cultural de relevancia internacional
UNESCO GLOBAL GEOPARKS
GEOPARQUE LAS LORAS
Diputación DE PALENCIA

DÍA INTERNACIONAL DE LA
Madre Tierra
Viernes
22
abril
08H30
Concentración:
Parque Nacional
Cotacachi Cayapas
imbabura

unesco
Imbabura
Geoparque Mundial
Educamos para Conservar
CCLEA IMBABURA

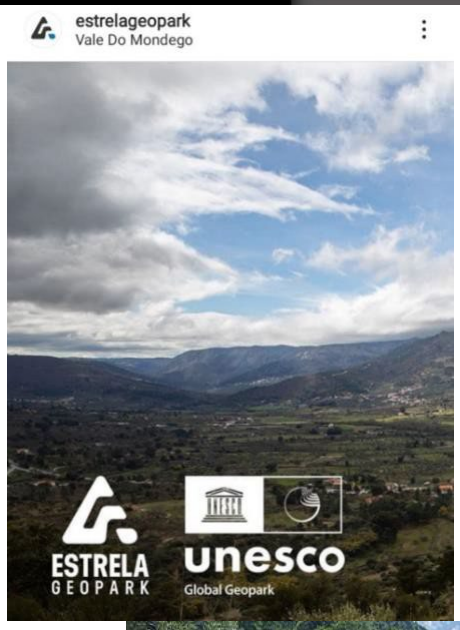
estrelageopark
Vale Do Mondego
ESTRELA
GEOPARK
unesco
Global Geopark

AROUCA
GEOPARK
unesco
Global Geopark

unesco
Geopark

Célébrons ENSEMBLE les 10 ans du label Géoparc Mondial UNESCO du Chablais
10
2012
2022
ANS !
SIAC
GÉOPARC CHABLAIS
unesco

図26.11. *ジオパークにおいてユネスコUGGpのロゴを使用した様々なデザインの可能性*

（ユネスコの名前は許可されていません）		*（両方のロゴを囲んでつなげる線は許可されていません）*

図26.12. *許容されないロゴの使用例2件（個別のジオパークのロゴと新しいユネスコ世界ジオパークロゴ）*

免責事項：以下に示す実際のロゴ使用例の多くは2021年以前に撮影されたものであるため、古いロゴが表示されていることに注意してください。ユネスコは、新しいロゴへのスムーズな移行を数年単位で見込んでおり、UGGpが「自然な」更新のタイミングでメディアやパネルに新しいロゴを使用することを認めています。

UGGpの入口の例：

UGGpの入口は通常、UGGpへの様々なアクセス道路に沿って位置しています。この地点から先はUGGpであることを旅行者に知らせることを目的としています。これらのUGGpの入口は多くの場合、*広告道路標識*を含め、大きな広告パネル、大きな岩の看板、道標などの存在によって識別されます。通常はUGGpの中で主要道路に沿って設置され、多くの場合、大きな広告パネルにも設置されます。これらの標識は、UGGpに通じる主要道路（高速道路）沿いにも必要です。

図26.13. *認定前の入口パネル*
（ニカラグアRio Coco aUGGp）

図26.14. *認定前の入口ゲート*
（インドネシアRinjani-Lombok UGGp）

図26.15. *認定後の道路看板*
*（ブラジル**Araripe UGGp**）*

図26.16. *認定前、申請期間中の道路看板*
*（ポルトガル**Estrela UGGp**）*

図26.17. *認定前のジオパークランドマーク*
（世界遺産ロゴとジオパークロゴ）
*（タンザニア**Ngorongoro-Lengai UGGp**）*

図26.18. *道路看板（日本の洞爺湖有珠山**UGGp**）*

方向標識や誘導看板、表示器の例：

主要なアクセス経路からUGGpの方向へと続く道路には、来訪者やツアー事業者を主要道路から特定の場所に誘導するために、標識を設置する必要があります。すべての誘導看板には、aUGGpのロゴ／ブランディングを付す必要があります。来訪者が止まることができ、交通の妨げにならない、安全な場所であることを確認してください。

図26.19. *認定後の誘導看板*
（ベトナムDong Van UGGp）

図26.20. *誘導看板*
（イギリスEnglish Riviera UGGp）

図26.21. *誘導看板*
（アイスランドKatla UGGp）

図26.22. *誘導看板*
（スペインSobrarbe UGGp）

駐車標識：

来訪者の安全のために、駐車場や展望台として使用するための安全な場所を用意する必要があります。したがって駐車標識が必要であり、これにもまたaUGGpのロゴ／ブランディングを付す必要があります。

図26.23. *駐車場*
（イギリスNorth West Highlands UGGp）

図26.24. *広告看板と駐車看板*
（ベトナムCao Bang UGGp）

情報／解説看板：

あるサイトを説明するために、通常はその近くに解説看板が設置されます。このような看板には、容易に理解できる情報を載せ、aUGGpのロゴ／ブランディングを付す必要があります。

図26.25. *解説看板*
（タイSatun UGGp）

図26.26. *認定後の解説看板*
（ドイツTerra.vita UGGp）

図26.27. *認定後の解説看板*

（アイルランドBurren and Cliffs of Moher UGGp）

図26.28. *認定後の解説看板*

（中国Zhijidong UGGp）

図26.29. *解説看板*

（カナダCliff of Fundy aUGGp）

図26.30. *解説看板*

（エクアドルImbabura UGGp）

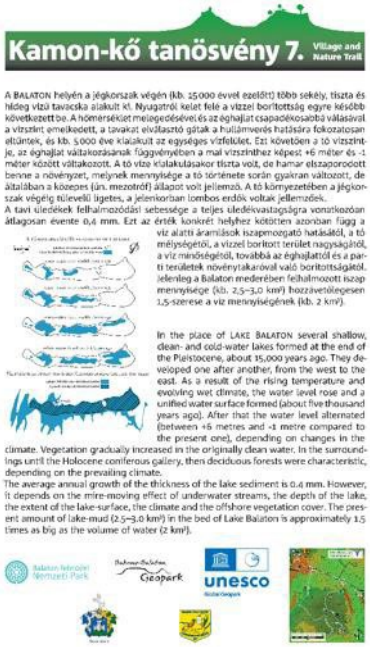

図26.31. *認定後の情報看板（ギリシャPsiloritis UGGpおよびハンガリーBakony - Balaton UGGp）*

UGGp産品：

aUGGpは、明確な基準と正式なパートナーシップを用いて、地場産品を周知啓発する必要があります。パートナーのaUGGp産品は、そのブランドとaUGGpのロゴによって識別できる必要があります（販売商品はジオパークのロゴのみ使用可能で、ユネスコのロゴは使用できません）。

図26.32. *販売商品：地酒*
（日本の伊豆半島UGGp、ジオパークロゴ）

図26.33. *お茶製品*
（日本の室戸UGGp、ジオパークロゴ）

図26.34. *販売商品（アイスランドKatla UGGp、ジオパークロゴ）*

図26.35. *アンモナイトクッキー*
（ドイツSwabian Alb UGGp、ジオパークロゴ）

図26.36. *クッキー*
（マレーシアLangkawi UGGp、ジオパークロゴ）

コミュニケーションツール：

上述の物理的なツールに加えて、UGGpの可視性には、ウェブサイト、リーフレット、サイトマップ、出版物などのコミュニケーションツールを含める必要があります。

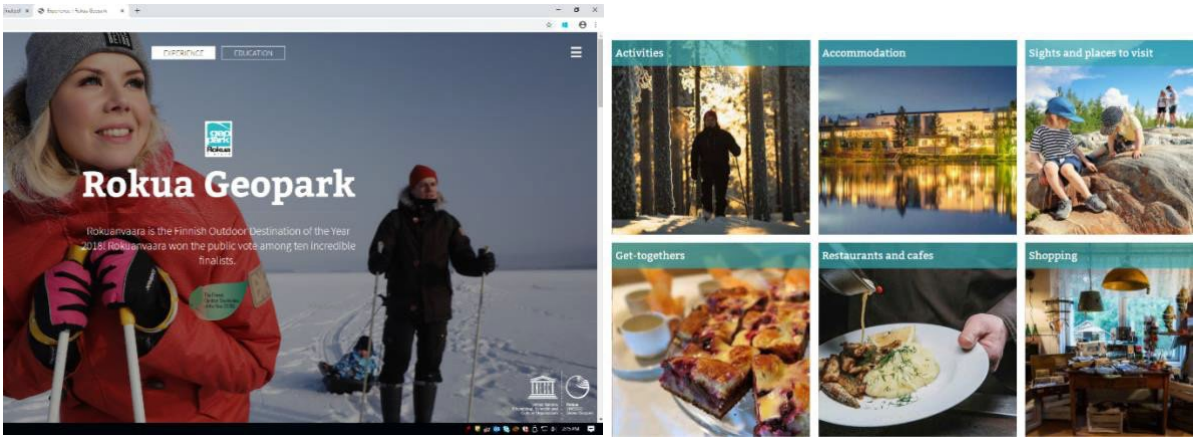

図26.37. *認定後のウェブサイト（フィンランドRokua UGGp）*

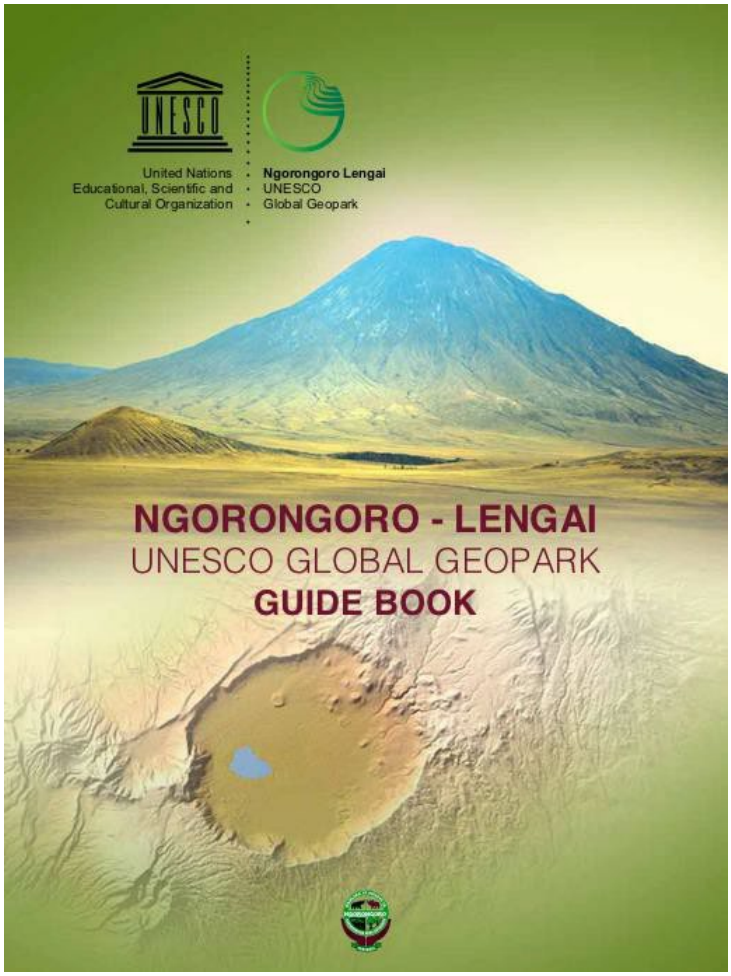

図26.38. *認定後のNgorongoro – Lengai UGGpガイドブック（タンザニア）*

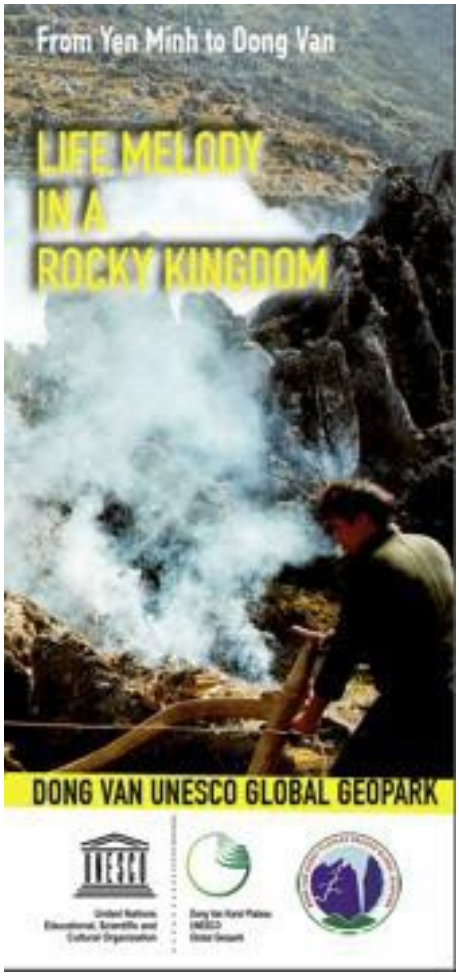

図26.39. *認定後のコースリーフレット（ベトナムDong Van UGGp）*

図26.40. *認定後の周知啓発リーフレット（日本の糸魚川UGGp）*

図26.41. *認定後のコースリーフレット（ベトナムDong Van UGGp）*

図26.42. *ジオパークアプリ（ノルウェーMagma UGGp）*

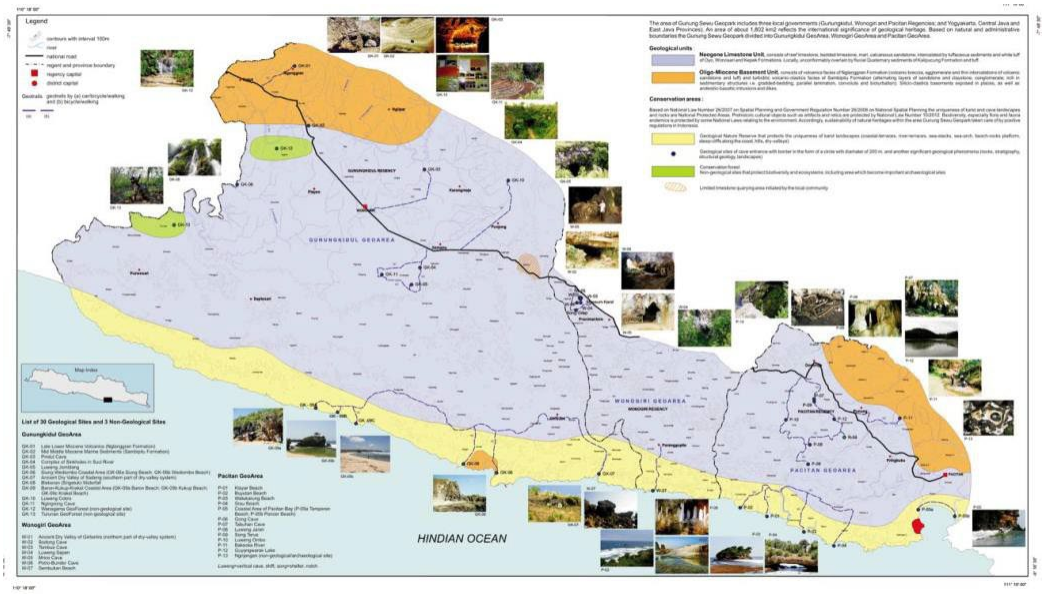

図26.43. *ジオパークマップ（インドネシアGunung Sewu UGGp）*

Q30 - UGGp申請地域について展示・説明している、展示室や博物館はありますか？

aUGGpは、来訪者と一般の人々に、aUGGpに関連する包括的な情報（例えば、その領域、使命、サイト、遺産、産品）を提供し、その地域の様々なみどころや活動を説明し、その地域を訪問してもらえるよう地域の魅力を示す必要があります。aUGGp博物館（または展示室）は、その地域の（aUGGpの過去、現在、未来の物語を語り、その地質・自然・文化遺産を相互に結び付ける）語り部であるべきです。以下の例では、確立されたUGGpが、異なる客層や一般の人々をターゲットにしながら、この情報をどのように提供しているかを示しています。

***UGGp博物館*：**

多くの場合、これは特定の建物で、aUGGpに関する包括的な情報を提示し、その場所の特殊性に焦点を当てることができます。

図30.1. *博物館（イランQeshm UGGp）*

図30.2. *博物館（中国Leye Fangshan UGGp）*

***パートナー博物館*：**

これは、特定のテーマに焦点を当てた、aUGGp領域内の新規または既存の、パートナーあるいは施設のいずれかです。そのようなパートナーとは正式なパートナーシップを締結する必要があり、aUGGpはこのパートナーまたは施設と常設展示を設置する必要があります。

図30.3. *Gassendi博物館*
（フランスHaute Provence UGGpのパートナー）

図30.4. *Lamminahon talo 博物館*
（フィンランドRokua UGGpのパートナー）

インフォメーションセンター：

aUGGpはよく、来訪者や一般の人々に対してaUGGpに関する包括的な情報を提供するために、指定された情報インフォメーションセンターを設置します。センターとその施設は一般的に面積と投資が限られており、来訪者の情報拠点として機能し、UGGpに関するあらゆる情報を入手できるだけでなく、aUGGpチームと直接接触することもできます。

図30.5. *インフォメーションセンター（インドネシアCilethu-Palabuhanratu UGGp）*

図30.6.
インフォメーションセンター
（日本のアポイ岳UGGp）

Q31 - インフォメーションセンターや博物館などでは、展示されている解説文は英語で提示されていますか？
Q33 - ウェブサイトは英語で閲覧できますか？
Q35 - UGGp申請地域について英語で示した、リーフレットや出版物などはありますか？

UGGpは、海外からの来訪者に対して開かれた、国際的な認定サイトです。そのため、aUGGpは、インフォメーションセンターや博物館において、来訪者や様々な一般の人々に向けて英語翻訳を提供する必要があります。また、aUGGp管理運営団体の裁量において、その他必要な外国語または現地語での翻訳を提供する必要もあります。英語翻訳の必要性は、aUGGpのウェブサイト、地図、不可欠なリーフレット、主要な出版物など、他の形式の広報媒体にも及びます。

Q38 - 地元の利害関係者（レストラン、ホテルなど）と正式なパートナーシップはありますか？

地域で持続可能な開発を営めるようにするため、aUGGpは、ホテル、レストラン、ゲストハウス、アウトドアアクティビティ、ツアー事業者、ガイド、博物館、学校・大学、地域社会・地方、保護区の当局、NGO、その他の関連機関などの地元の利害関係者と、複数のパートナーシップを締結する必要があります。これらのパートナーシップは、パートナーとaUGGpの間のパートナーシップの基準と責任を明確に定義する、標準的な署名入りの協定を通じて正式に確立する必要があります。*設問26で示されているように、すべてのパートナーシップはaUGGp内で可視化され、推進される必要があります。*

パートナーシップパネル：

aUGGpは、ホテル、レストラン、ゲストハウス、アウトドアアクティビティ、ツアー事業者、ガイド、博物館などの利害関係者と正式なパートナーシップを構築し、明確なパートナーシップの基準と共通の責任を概説する必要があります。これらのパートナーシップは、該当する場合、インターネット上において、また、パートナーの敷地の入口に設置されることが多い「パートナー銘板［プレートや表札、飾り額・盾など］」（たとえば、A4またはA3サイズの銘板）を使用して物理的に、aUGGpのロゴ／ブランディングを付して、推進する必要があります。

図38.1. *認定前または後のパートナー銘板*
*（ベルギー**Famenne Ardenne UGGp**、ジオパークロゴ）*

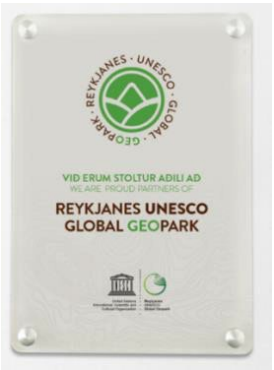

図38.2. *認定後のパートナー銘板*
*（アイスランド**Reykjanes UGGp**、**UGGp**複合ロゴ）*

図38.3. *認定前および後のパートナー銘板（オランダHondsrug UGGp）*

図38.4. *認定前および後のパートナー銘板（スペインVilluercas Ibores Jara UGGp）*

Q48 - UGGp申請地域内でこれらの関連する自然遺産サイトを周知啓発していますか？

aUGGpは、例えば、共同イベントの開催、情報・広報・教育活動などにより、自然遺産サイトを生物的な自然遺産と結び付けて周知啓発しなければなりません。

Q54 - UGGp申請地域には無形遺産がありますか？

無形遺産の定義（無形文化遺産の保護に関する条約、2003年）：慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものです。

それは、特に、次の分野において明示されます：

1. 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）
2. 芸能
3. 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
4. 自然災害に関する物語を含む、自然及び万物に関する知識及び慣習
5. 伝統工芸技術
6. 地元の建築技術

Q57 - UGGp申請地域は、気候変動と自然災害の適応と緩和に関する活動に関与していますか？

気候変動と自然災害に関する問題は、すべてのaUGGpにとって優先事項であるべきです。地質学的な記録は、過去の気候変動が私たちの環境と生物多様性の発展に及ぼした影響、そして自然災害の証拠を示しています。したがってaUGGpは、両テーマに関連する教育活動を実施し、企画展やセミナーを開催するとともに、学校や教育者と共同で活動することができます。

***気候変動*：**

aUGGpは、歴史的に気候変動の影響を受けてきたサイトを周知啓発し、来訪者や一般の人々に説明する上で、重要な役割を果たさなければなりません。地元の地質学がこの種の地質学的説明を許容していない地域においても、aUGGpは、気候変動と環境の優良事例に関連する普及啓発・教育プログラムを開発することにより、積極的な役割を果たすことができます。世界の他の地域と同様に、aUGGpは、グリーンエネルギーの解決策、廃棄物削減のスキーム、カーボンニュートラルな活動も模索しながら、環境問題に対処する必要があります。例えば、普及啓発デーの開催、プラスチック廃棄物の収集とリサイクルなどを行うことができます。

図57.1. *ゴミ拾いの日（中国Hong Kong UGGp）*

図57.2. *海岸清掃（アイスランドKatla UGGp）*

図57.3. *気候変動の影響を理解するための、地質学的記録を用いた展示と活動（ギリシャLesvos UGGp）*

自然災害：

aUGGpは、その領域内の自然災害（地すべり、地震、洪水、火山リスク、津波など）の研究、調査、監視、緩和策の開発を始動する責任を負わなければなりません。必要に応じて、これは国または地方の専門機関と提携して行われ、特定の出版物やその他のメディアを通じて、aUGGpの来訪者の体験活動や教育プログラムで使用される必要があります。

図57.4. *前回の火山噴火で被災した家屋を保護するオンサイトミュージアム（日本の島原半島UGGp）*

図57.5. *火山リスク教育（日本の洞爺湖有珠山UGGp）*

図57.6. *地震教育テーブル（ギリシャLesvos UGGp）*

図57.7. *自然災害と結び付けられたUGGp活動（ポルトガルAzores UGGp）*

Q60 - UGGp申請地域の天然資源の持続的利用のための意識／行動を啓発・推進していますか？

地域の持続可能な開発には、天然資源の持続的な利用が含まれていなければなりません。aUGGpは、普及啓発、行動、および／または教育プログラムを推進する必要があります。例えば、各地域における水管理と利用に関する、適応したイニシアチブを提供するための行動と教育プログラムを確立することにより、陸域の水資源の使用に対して特別な注意が払われるべきです。aUGGpは、他の天然資源を持続的に利用するための革新的なモデルにもなり得ます。

Q63 - 地元住民と地元の指導者は、管理運営団体に位置づけられていますか？

aUGGpは、ボトムアップのアプローチを使用して構築され、地元住民および先住民とその指導者を密接に巻き込む必要があります。地域および地域の施設の将来の開発に関する政策は、地方自治体と主要な利害関係者の参画と合意なしには達成できず、持続可能にもなりません。

管理運営団体におけるaUGGpの意思決定プロセスにおいて、地元の指導者（市町村長、部族またはコミュニティの首長、長老など）が代表され、aUGGpの開発戦略に関する意思決定に参画することが不可欠です。地元住民および先住民（協会、利益団体）も管理運営団体の中で代表される必要があり、aUGGpの意思決定に参画できる必要があります。

Q64 - UGGp申請地域には、常設でプロフェッショナルなチームがありますか？

aUGGpは、その活動に専念する、統一された常設の専門チームなしには、その使命と目的を達成することはできません。aUGGpのチームは、管理運営団体によって直接雇用されることも、異なる機関や部署に属しつつ、一定割合の労働時間がaUGGpに充てられる個人によって構成されることもできます。後者の場合、該当するスタッフの数、氏名、専門分野、およびaUGGpでの業務に割り当てられる時間割合を明記した正式なパートナーシップ協定が存在する必要があります。

すべてのaUGGpチームは、aUGGpのニーズに適応できる専門的なスキルを備えた、明確に定義された役割と責任を有している必要があります。プロフェッショナルな管理と運営を担保するために、適切なトレーニングが提供される必要があります。ユネスコの集中コース、UGGpワークショップ、UGGpメンターシップや交流プログラムを通じた、具体的なUGGp研修を強くお勧めします。

Q65 - あなたのチームには、UGGp申請地域［の管理運営団体］で毎日勤務している地球科学者が含まれていますか？

国際的な地質学的価値のある地質遺産は、aUGGpの中核です。したがって、少なくとも1名の地球科学者がスタッフに含まれ、毎日業務に従事し、地質サイトの管理と解説、および関連活動を支援することが重要です。

Q68 - UGGp申請地域の管理運営計画またはその基本的な考え方はありますか？

管理運営団体が適切な能力を備えるためには、すべてのaUGGpはビジョンを示した文書を持ち、将来の開発のための戦略と基本的な考え方を定める必要があります。管理運営計画の策定と確立には時間がかかり、そして現実的で達成可能である必要があります。したがって、UGGpの最初の再認定審査の最中には、完全で綿密な管理運営計画が詳細にチェックされます。

管理運営計画は例えば、少なくとも4年間にまたがる、明確に構造化された、行動の明確な枠組みと計画された目標をカバーするために、申請書類またはUGGpプログレスレポートの構成に沿うことができます。その意味で、管理運営計画には次のものが含まれます：

- ジオパークの人員とキャパシティ・ビルディング［能力向上］
- 保護的・保全的な手段と活動を盛り込んだ、地質保全戦略
- 遺産のインタープリテーション施設・ツール・出版物
- パートナー・教育プログラム・教材を盛り込んだ、地質教育戦略
- サービスと活動を盛り込んだ、ジオツーリズム[④]戦略
- 持続可能な地域開発・パートナー・活動[⑤]
- ジオパークの宣伝活動とツール
- ネットワーキングとパートナーシップ

Q70 - 他のユネスコ認定サイトは、UGGp申請地域の存在について知らされてきましたか？UGGp申請地域の発展とコンセプトを積極的に支援していますか？

aUGGpは、ユネスコ認定サイト（世界遺産、生物圏保存地域［ユネスコエコパーク］、UGGp）の一部であることを念頭に置く必要があります。そのため、領域内に存在する他のユネスコ認定サイトと協力して働くための方針とメカニズムを整える必要があります。

Q71 - UGGp申請地域と当該の他のユネスコ認定サイトとの補完性を明確に精査してきましたか？

ユネスコ認定サイトがaUGGpの領域内に存在する場合、aUGGpは申請する前にこの認定サイトの管理運営チームと会い、aUGGpのプロジェクトがどのように履行されるかを説明し、aUGGpが他の認定サイトとどのように補完的な活動を行うかを共同で検討する必要があります。そのような場合、他のユネスコ認定サイトから、aUGGpの申請に対する全体的な支持を認めるサポートレターを提出する必要があります。

Q75 - 他の認定サイトと正式なパートナーシップ協定を結んでいますか？

同じ領域内の、異なるユネスコ認定サイト間の協力とパートナーシップは、正式なパートナーシップ／協力協定の対象となるべきです。正式な協定は、ユネスコ認定サイト間の異なる領域上の責任を定義しおよび明確にし、共同の研修、共同の活動、パートナー活動など、両者の間の共通の責任を確立します。

[④] *Arouca ジオツーリズム宣言 ：*
http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/Geopark_Arouca_Declaration_EGN_2012.pdf
[⑤] *該当する場合は、地元および先住民コミュニティとのパートナーシップを定めた共同管理運営計画を伴います。*

Q91 - ネットワーキング

UGGp間およびGGNコミュニティとのネットワーキングは、優良事例や共同プログラム・プロジェクトの交流に役立ちます。他のUGGpを訪問すると、UGGpがどのように運営されているかだけでなく、異なるパートナーシップによってどのような種類のネットワークが存在しているのかも知ることができます。

*設問38で取り上げられた、**UGGp**領域内に所在する**UGGp**パートナーとの違いに注意してください。これらのパートナーは、**UGGp**利害関係者グループの一部です。*

Q98 - 地質物品の販売は、UGGp申請地域の施設内、またはUGGp申請地域のパートナーの施設で行われていますか？

UGGpガイドライン(vii)は、地質物品の販売に関するUGGpの責任を明確に定義しています。したがって、aUGGpは、博物館、インフォメーションセンター、ショップなどのいかなる施設においても、地質物品の支援、宣伝、または販売をすることはできません。これは、aUGGpパートナーの敷地や建物にも及びます。

aUGGpは、地域や国内において地質遺産の保護を推進するために活用されるべきです。管理運営団体は、aUGGp内において、化石・鉱物・磨かれた岩石・いわゆる「石の店」で通常見られるタイプの装飾用の石等の地質物品の売買に直接関わってはならず（いかなる産地のものであろうとも）、地質物品の持続可能でない取引全般を積極的に防ぐべきです。責任ある活動であり、サイトの管理運営として最も有効で持続的な手法の一部であるとはっきり説明ができる場合、aUGGp内の自然再生可能なサイトから、科学や教育目的のために、地質物品の持続可能な採集を許可できる場合があります。こうしたシステムに基づいた地質物品の取引は、地域の実情を考慮した際にそのaUGGpにとっての最良の選択肢として、明確かつ公に説明され、根拠づけられ、監視される場合、例外として容認される場合があります。このような状況は、個々のケースごとにユネスコ世界ジオパーク・カウンシルによって承認されることが前提となり、申請書類に明確に示す必要があります。

略語	
aUGGp(s)	ユネスコ世界ジオパーク申請地域
UGGp(s)	ユネスコ世界ジオパーク

【訳注】

- 「GGN」は「世界ジオパークネットワーク」を指します。
- ［　］内は、和訳に際しての補足事項です。

（2025.11.日本ジオパークネットワーク訳）